

三豊市農業委員会 4 月定例総会議事録

令和 7 年 4 月 2 1 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 4 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 2 名(農業委員 2 4 名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	○	3 番	石原 剛	○
4 番	片山 睦土	○	5 番	片岡 恒男	○	6 番	森 啓二	○
7 番	石井 秀一	○	8 番	圖子 清一	ー	9 番	湯口 貞明	○
1 0 番	糸川 桂市	○	1 1 番	藤田 幸治	○	1 2 番	安藤 健一	○
1 3 番	前谷 晃年	ー	1 4 番	福岡 伸也	○	1 5 番	筒井 義朝	○
1 6 番	長堀 和行	○	1 7 番	金丸 喜正	○	1 8 番	松永 克喜	○
1 9 番	木下 一雄	○	2 0 番	浪越 久司	○	2 1 番	細川 高文	○
2 2 番	細川 未恵	○	2 3 番	平尾 美紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【

2. 署名委員

1 0 番 糸川 桂市
2 0 番 浪越 久司

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 十鳥 武志
事務局次長 藤原 卓司
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

主 事 土井 太陽

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 非農地通知の件について
議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画の件について
議案第 8 号 三豊市農業委員会委員の辞任について
議案第 9 号 三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について
議案第 1 0 号 地域計画変更の意見聴取について
その他の件について

7. 開会	【 午後 1時30分 】
事務局長	ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会4月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。
会 長	皆様、こんにちは。今日は改選で委員に代わられて初めての総会ということですが、4月になり大変温度も上がり農作業もJAが幹旋するコシヒカリの苗が30日に戻ってくるということでトラクターによる代掻き等々も進んでまいりました。今から皆さまも水稻や野菜の作付けで忙しい毎日を送られるようになると思います、どうぞ身体を大事にしながら農地を活かす活動を進めて頂きたいと存じます。本日は関連する議案で委員説明という印が押されてあると思います。それにつきましては、担当の区域ごとに説明していただければ良いのでよろしくお願いしたいと思います。第1回の議案ですが多くはございません。したがって時間は十分にあると思いますので、議案進行がスムーズにできますようお願いをいたしまして、第1回総会出席のお礼の言葉にいたしたいと思います。
事務局長	ありがとうございました。会議の開催にあたり本日は8番 圖子 清一 委員、13番 前谷 晃年 委員から予め欠席の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は22名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。第1回の定例総会であるため推進委員からの出席はございません。5月からご案内させていただきます。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。
議 長	ただ今から、三豊市農業委員会4月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号10番 糸川 桂市 委員、議席番号20番 浪越 久司 委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書の他に3件の追加議案がございます。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。
事 務 局	議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。 〔 議案第1号 番号1号から番号17号を朗読 〕 以上17件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。
議 長	ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

14 番	この報告はどのような意味があるのか教えていただきたいです。
事 務 局	質問にお答えいたします。議案第1号と第2号どちらも報告でございます。基盤強化法第18条第1項の規定には説明書きで解約があったということを経営しなければならぬとあるため読み上げております。
14 番	より簡素化するために、この報告の時間を省くことができると考え発言しました。失礼しました。
議 長	できるだけ簡素化できるよう次回以降事務局のほうでも検討するようお願いいたします。他にご意見、ご質問はございませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号17号の17件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。6ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。 〔 議案第2号 番号1号から番号2号を朗読 〕 以上2件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。
議 長	ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の2件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を報告いたします。 〔 議案第3号 番号1号から番号17号を朗読 〕 以上17件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いしま

す。

5 番 番号1号について説明いたします。譲渡人が高齢のため耕作できなくなり、土地の購入者を探していたところ、近隣の農地を耕作する譲受人が土地を買い取るとの申し出があり売買が成立いたしました。現地を確認したところ農地として利用されており、耕作に問題はございません。譲受人は所有している農地全てを耕作しており、周辺農地への影響も問題ありません。

6 番 番号2号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人になります。譲渡人は県外在住で三豊市には帰ってこない状態ですので土地を貸し出したいということです。譲受人は地元で幅広くやっているため耕作するという形で売買の話がまとまり、土地の使い方に関しても心配ないと思います。

番号3号について説明いたします。譲渡人にはご子息もいますが、本人の希望はなく作ってくださる方がいるなら来てもらいたいといった形で話がまとまったようです。周囲からも特段問題は無いという話ですので心配ないと思います。

番号4号について説明いたします。譲渡人と譲受人は身内であり、生前部分贈与という形にはなっていますが現状問題は無いという話ですので心配ないと思います。

7 番 番号5号と番号6号については、譲渡人が同じ方のため一括して説明いたします。申請地は、譲渡人の父親が所有していた時点からあまり手が付けられておらず、今回、譲渡人が宅地及び農地を一括で売却するものです。申請地は整地後、それぞれの譲受人が果樹を栽培する予定です。ご審議よろしく願いいたします。

9 番 番号7号について説明いたします。こちらについては、譲渡人が転居により農業の廃止を検討していたところ、譲受人と売買の話がまとまり昨年一度許可が出ていた案件です。譲渡人の名義変更による土地情報の変更に伴い、取消願の提出ののち、今回再度申請を行うものです、申請地は以前から譲受人が適切に管理しているため、問題ありません、ご審議よろしくお願いいたします。

1 1 番 番号8号について説明いたします。譲渡人について確認したところ、労力不足で家庭菜園程の農地を作り、残りは他人へ全て貸してある状態でした。譲受人の父親から話があり譲渡人は全ての農地を譲るという方向になっています。譲受人については若いということと両親も一緒に農業をしているということで、特に問題ありません。

番号 9 号について説明いたします。譲受人は先ほどと同じ方です。譲渡人については高齢であり農地が自宅から離れておりトラックを借りて運んでいる状況です。最近では譲受人に殆ど貸していたわけですが、条件の悪い土地であり、それらを踏まえた上で譲り渡すことになりました。

番号10号について説明いたします。譲渡人は番号9号と同一です。譲受人は申請地の近くの方で前々から欲しいという話があったため今回のように決定しました。特に問題は無いと思います。

1 2 番

番号１１号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親族です。譲渡人が最近忙しく農地の管理が難しいということで、人材を探していたところ譲受人が引き受けるということで話がまとまったようです。ただ、譲受人は市外で生活しておりますが昨今戻り農業に専念したいということで、譲受等について問題ないものと思っております。よろしく願いいたします。

17 番

番号12号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親族になります。譲渡人は県外在住であり将来的に戻って耕作するという予定で譲渡人の名義となっていました。こちらに戻ってくる予定がなくなったということで、譲受人が無償で買い受けることになりました。

番号13号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。申請地は譲受人宅に隣接しており、今後家庭菜園として使用するため今回話がまとまったものです。取水に関しては自宅の水道を使う予定ですが、家庭菜園の規模ですので特に問題ありません。

19 番

番号14号について説明いたします。譲渡人は高齢で作業ができなくなり、農地の譲渡先を探していたところ、近隣の農地を耕作する譲受人と売買が成立しました。現状を確認したところ若干荒れていますが、譲受人は認定農業者であり意欲もあるため、今後の耕作には問題ないと思います。譲受人は主にミカンを栽培しており、常時農業に従事しています。周辺農地への影響もなく問題ないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

20 番

番号15号について説明します。譲渡人は高齢となり、農作業が困難となったことから、地元で大規模に農業経営を行う譲受人と話がまとまったものです。周辺農地に影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。

1 番

番号16号について説明いたします。譲受人と譲渡人は他人です。譲渡人は後継者がこちらに戻らないため数年前から農地や不動産の処分を始めました。この案件は先月の農業委員会でも申請がありましたが、申請の漏れがあったため今回の申請となりました。

番号17号について説明いたします。こちらも譲受人と譲渡人は他人です。譲渡人は市外在住で母が農業を三豊市で行い時々帰省し手伝いをしていましたが、申請地は離れた場所にあり、条件も良くないため買い手を探しておりました。譲受人の方は、10年程前に県外から移住し農業一つで成功している方です。譲受人は親子で蓮根栽培をしているのですが、技術的な目途がついたため申請地でも蓮根を植え出荷したいということになりました。周辺の農地、水利の関係につきましても全く問題ないかと思います。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

→ 同

〔 なしの声あり 〕

議長

ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号17号についてご異議ありま

		せんか。
一 同		[異議なしの声あり]
議 長		ないようですので、議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 1 7 号につきましては許可することと決定いたします。次に進ませていただきます。1 4 ページをお開きください。議案第 4 号「農地法第 4 号第 1 項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 6 号の説明をさせていただきます。
		[議案第 4 号 番号 1 号から番号 6 号を朗読]
		番号 5 号と番号 6 号は第 1 種農地でありその他は第 2 種農地となっています。以上 6 件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりました。担当委員から説明をお願いします。
7 番		番号 1 号について説明いたします。申請人は養鶏業を営んでおり、申請地に鶏舎及び農業用倉庫が建っていることによる、無断転用の解消のための申請となります。よろしくお願いいたします。
議 長		担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございますか。
1 0 番		農地法第 4 条第 1 項の規定というのはどういったものになるのでしょうか。内容からすると後付けで無断転用を認めるものと新たに転用したいという 2 種類になりますが、この規定自体がどうなっているか知りたいです。
事 務 局		転用につきまして建物を建てる前に申請する通常の申請と、本人が知らずに建ててしまった後に申請する無断転用の解消という 2 とおりの方法があります。無断転用の解消は法律に基づいた適正な処理になります。4 条の場合、事前の申請と無断転用の解消の両方を議案第 4 号で挙げさせていただいております。
1 0 番		新規の農業委員には 4 条の難解な点は理解しにくいと思うので説明の前に農地法第 4 条第 1 項の解説があると親切だと感じました。
7 番		農地法第 4 条第 1 項の委員説明はなぜ 1 つだけなのでしょう。
事 務 局		委員説明の有無の判断に関して、住宅用地は委員説明をせずに事務局の報告のみとしていて、事業用地になっていると委員説明をお願いするというような形をとらせていただいております。

議 長		ありがとうございました。他にご質問ありませんか。
1 4 番		担当委員が現地確認をしなければならない範囲は議案書に書いてあるとおりでしょ。
事 務 局		担当委員に現地確認をしたり話を聞いたりする範囲は委員説明の印がついてある所だけで結構です。
議 長		他にご意見ご質問ございませんか。
一 同		[なしの声あり]
議 長		ないようですので、議案第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 6 号をお諮りします。
一 同		[異議なしの声あり]
議 長		ないようですので、議案第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 6 号につきましては、適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。1 6 ページをお開きください。議案第 5 号「農地法第 5 号第 1 項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 5 号の説明をさせていただきます。
		[議案第 5 号 第 1 号から第 5 号を朗読]
		番号 4 号と番号 5 号は第 1 種農地でありその他は第 2 種農地となっています。以上 5 件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりました。担当委員から説明をお願いします。
7 番		番号 1 号について説明いたします。譲受人はこここのところ数年耕作できなくなり、譲り渡し先を探していたところ友人の紹介で太陽光発電を営む譲受人と売買の話がまとまり今回転用の申請となりました。
		番号 2 号について説明いたします。同様な状況で、賃貸借での転用申請となりました。隣接の農地や水利の理解を得て問題ないと思われます。
事 務 局		担当委員が欠席のため事務局から説明させていただきます。
		番号 3 号について説明いたします。譲受人は三豊市で、土木、水利等を営む法人です。公共事業で必要となる花崗土の需要が多くなり、現在手持ちの花崗土採取場では需要に対応できない状況でした。また、土木工事等で発生する建設残土も置き場が手狭であり、新たな花崗土採取場及び建設残土置き場を探していました。一方、譲渡人は山裾にあり傾斜地で耕作に不向きな申請地の管理に苦労しておりました。そこで譲受人

		が花崗土を採取した後に、資材置き場として利用する話でまとめ、今回の申請にいたりました。現地確認をしたところ、周辺農地も含めて山林化しており耕作はされておられません。土地改良区、水利組合、隣接する農地の所有者からの同意も得ております。
議 長		説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。何かございますか。
1 0 番		整備しなければ崖崩れや地滑り等のリスクのある中、無条件で太陽光発電を認めていくのはいかがなものかと思いますので何らかの条件を加えるべきと思われます。
事 務 局		現在も太陽光発電に限らず、許可の出る一定の基準と条件があります。基準に該当するものしか総会に挙げていませんが、第1種農地を事業用に転用する際には隣接する農地の所有者の同意を書面で貰っております。また、転用したことで近隣に何らかの被害が出た際は、転用事業者が責任を持って対応するという誓約書に近い形の書面をとっています。
1 0 番		今のままでは緩すぎるため現状復旧命令や農業委員会で3年毎に視察する等条件を加えた許可が必要ではないかと思います。
事 務 局		現状復旧命令は、結論から言いますと転用の許可は県の管轄のため農業委員会単独でそれほどの強制力があるかどうかは判断できません。現状については承知しておりますので農業委員会事務局の方でも検討していきたいと思います。
7 番		私も同意見で管理者が太陽光パネル周辺の草刈りを怠っており、太陽光パネルに影がさす木のみを伐採する酷い状況です。進んで許可していくことには疑問と思います。
議 長		太陽光発電をすることで迷惑施設になりかかっているため、許可に厳しい条件を加えたり、現状復旧命令を出したり等どこまで可能か事務局で確認してください。
1 0 番		加えてですが、クレームが出た際には次回の許可申請を受付けないといった明文化した文書をお渡しする措置もとっていただけないかと思います。
議 長		ありがとうございます。太陽光発電に関してはこれからも相当な問題が出てくると思いますが事務局では委員から出た意見を参考にしてください。他にご意見ご質問ありませんか。
一 同		〔なしの声あり〕
議 長		ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号をお諮りします。
一 同		〔異議なしの声あり〕
議 長		ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号につきましては、適当と

事 務 局		認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。18ページをお開きください。議案第6号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
		議案第6号「非農地通知の件について」の番号1号から番号7号の説明をさせていただきます。
		〔議案第6号 第1号から第7号を朗読〕
		よろしくご審議の程、お願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりました。担当委員から説明をお願いします。
6 番		番号1号について説明いたします。この案件につきましては、現地を確認しましたが境界が不明な点もありましたが、現状では農地にできないことを間違いなく確認できておりますので、よろしくお願いします。
1 2 番		番号2号について説明いたします。竹を伐採し現在は整地しておりますが急勾配で農機具等も入れないような状態ですので、非農地が適当かと思われます。
3 番		番号3号について説明いたします。現地に行きましたが、急な斜面でビニールハウスの骨組みだけが残っている状況でした。一面に雑草が茂っており入れるような状態ではありません。現状復旧が困難であると思いますので、非農地というのが妥当ではないかと思っております。
事 務 局		番号4号について説明いたします。前の農業委員と担当者が現地を確認しております。ここも他の土地と同様に耕作できるような状態ではございません。非農地が適当かと存じます。よろしくお願いします。
2 0 番		番号5号について説明いたします。前の農業委員と市の職員と私の3人で確認をしており、他と同様申請地では耕作できるような状態ではございません。よろしくお願いします。
議 長		番号6号について説明いたします。現地を確認しましたところ檜や杉を造林したような荒れた土地であり、元々栽培していたみかんの木は確認できないような状態でした。よって非農地が適当という判断をさせていただきました。
2 1 番		番号7号について説明いたします。前の農業委員が確認済みで非農地が適当と思われます。
議 長		ありがとうございます。担当委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質問ありませんか。
1 4 番		非農地に認定された場合、罰則等はあるのでしょうか。
事 務 局		ただいまの質問ですが、地目が田んぼや畑から山に変わると農地法の縛りから外れるため許可申請等が不必要となるメリットが挙げられます。

議 長	罰則はありませんし、山林にすると固定資産税の課税率が低くなり農地から外れた場合、今後の取引については農業委員会にかけなくとも売買等自由にできるということになっております。
2 0 番	確認ですが、番号 5 号の案件は今後基盤整備の予定があると聞いています。地目を山林にしても差し支えありませんか。
事 務 局	土地改良課の担当者と話をして問題ないと判断していますが、そういった予定があるのなら、地目変更は待つべきと考えます。再度担当者に確認いたします。
議 長	それでは、番号 5 号についてはいったん保留とさせていただきます。他にご意見ご質問ありませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第 6 号「非農地通知の件について」の番号 1 号から番号 4 号、番号 6 号から番号 7 号をお諮りします。ご異議ありませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第 6 号「非農地通知の件について」の番号 1 号から番号 4 号、番号 6 号から番号 7 号は、対象地を、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。次に進ませていただきます。別綴じの資料をご覧ください。議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	令和 7 年度 4 月から始まる農地の貸借は香川県農地機構を介した貸借に一本化されております。本件につきましては、令和 7 年 6 月から始まる農地の貸借について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、公共財団法人香川県農地機構から、農業委員会に対して意見聴取があり、そちらに対し農業委員会が意見回答をすることとなっています。耕作者の転貸件数は 2 6 4 筆、合計面積は 2 9 . 8 ヘクタールです。本件につきましては、農地機構に意見回答を行った後、香川県による公告を経て令和 6 月から貸借開始となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問ありませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕

議 長	ないようですので、議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の件について」は 2 6 4 件すべて適当と認め、原案のとおり決定いたします。次に進ませていただきます。追加議案をご覧ください。関連しますので、議案第 8 号「三豊市農業委員会委員の辞任について」並びに議案第 9 号「三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 8 号「三豊市農業委員会委員の辞任について」並びに議案第 9 号「三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について」の説明をさせていただきます。
	〔 議案第 8 号並びに議案第 9 号を朗読 〕
	よろしくご審議の程、お願い申し上げます。
議 長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問ありませんか。
1 0 番	新しい委員が決まるまで辞任ではなく保留として席を残しておくことはできないのでしょうか。
事 務 局	公募の関係でそれまで席を残しておくことは難しいです。今回の辞任に対して承認をいただき、辞められた後公募をかける流れで進めさせていただきます。
1 0 番	では、公募と選考会での推薦という 2 つの手段で進めるということでしょうか。
事 務 局	おっしゃる通り、まず公募をかけながら地元の方の推薦をいただき、それをもとに後任の方の審査をさせていただく形になっています。
議 長	公募だけではなかなか集まらないため今回のように二頭立てで進める必要があるということです。他にご意見ご質問ありませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第 8 号「三豊市農業委員会委員の辞任について」並びに議案第 9 号「三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について」をお諮りします。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第 8 号「三豊市農業委員会委員の辞任について」並びに議案第 9 号「三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について」適当と認め、原案のとおり承認いたします。次に進ませていただきます。議案第 1 0 号「地域計画変更の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 1 0 号「地域計画変更の意見聴取について」の番号 1 号から番

号１７号の説明をさせていただきます。

〔 議案第１０号 第１号から第１７号を朗読 〕

以上１７件、今後転用としてあがってくる予定となっております。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。何かございますか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようですので、議案第１０号「地域計画変更の意見聴取について」の番号１号から番号１７号をお諮りします。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第１０号「地域計画変更の意見聴取について」の番号１号から番号１７号は原案のとおり承認いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農地法第3条の規定による許可の取消願について
2. 令和7年度三豊市農林水産課補助事業関係について
3. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）
4. 令和6年度三豊市農業委員会事業実績について
5. 農地利用最適化推進委員の総会出席要請表（案）について
6. その他

(1) 5月定例総会について

日 時 令和7年5月20日（火）午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13：30～16：00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
5月7日（水）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町：岡根 讓	豊中町：筒井 義朝
		詫間町：松永 克喜	仁尾町：木下 一雄

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
5月16日（金） 午後1時30分～	農業委員・農地利用最適化推進 委員実務研修会	観音寺市ハイスタッフホール

- (4) 配布物
- ・令和8年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見の集約について（依頼）

閉 会 【 午後 3時55分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____